

杉浦非水オリジナルミュージアムグッズ開発業務委託仕様書

業務名

杉浦非水オリジナルミュージアムグッズ開発業務

1 業務の目的

令和5年9月1日に国の認定を受けた「愛媛県美術館を中核とする文化観光推進拠点計画」に基づき、愛媛県美術館ならではの魅力的な購買体験の促進を図るため、美術館ミュージアムショップ（以下「ショップ」という。）等の販路を想定し、愛媛県美術館（以下「美術館」という。）の収蔵作品のうち、特に杉浦非水コレクションを題材としたオリジナルミュージアムグッズの開発を行う。

2 委託料

2,288,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

3 予定契約期間

契約締結の日から令和7年3月11日まで

4 業務内容

「愛媛県美術館を中核とする文化観光推進拠点計画」に基づき、美術館が本事業とは別途公開する杉浦非水コレクションを紹介したデジタルアーカイブの掲載画像や美術館で刊行している図録等を参考として、来館者に杉浦非水が手がけたデザインの魅力や、非水が活躍した大正・昭和戦前期のレトロモダンな雰囲気を感じてもらえる商品を開発するため、企画提案書に具体案を明記すること。

- (1) 杉浦非水のデザインを使用したグッズを5点以上新規に開発すること。あわせて商品のパッケージやラベル等も必要に応じてデザインすること。
- (2) 愛媛県特有の産業に関連する県内企業とコラボレーションした商品を1つ以上開発すること。
- (3) 少なくとも令和9年度末まで持続的に製造・販売が行える仕組みを提案すること。
- (4) 選定及び助言を行う、美術館が指定する外部専門家1名への委託料88,000円（消費税及び地方消費税を含む）の支払いをすること。

※開発の段階で、美術館及び外部専門家との協議（オンラインで2回程度）を行い、その意見を反映すること。

※評価に係る選定委員に対して、直接、間接を問わず接触を行った場合、または接触を求めたことが判明した場合は、選定を取り消すことができる。

※食品の企画提案を行う場合は、ショップにおける夏場の温度変化に耐えられる仕様とすること。

※開発検討にあたっては、美術館より素材用画像データ集（50点程度）及び美術館で刊行している杉浦非水の図録を貸し出す。また、美術館が公開する「杉浦非水デジタルアーカイブ」掲載画像データをそのまま商品開発の素材として利用する場合は、美術館に個別

の許可をとることなくそのまま利用できる。ただし、高精細度画像の利用が必要な場合は、別途美術館に特別利用の申請を行い、許可を得ること。

※開発検討にあたっては、作成単価、想定販売単価及び販売に係る手数料などを設定するために、提案前にショップの運営事業者に聞き取りすることができる。

【成果品】

- (1) 成果品はショップの運営事業者へ納入し、愛媛県美術館の来館者を対象として有償販売させること。販売に係る手数料や納品方法、送料の取り扱いは受託者とショップの運営事業者で協議の上決定すること。ショップ以外の店舗での販売や通信販売での独自販売も可とする。
- (2) 原材料等が入手困難、または原材料の高騰等で同等品または同価格での販売が困難になる場合には、6か月前に愛媛県美術館に報告の上、代替品や売価変更の提案を速やかに行うこと。
- (3) 成果物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権は受注者に帰属するものとする。ただし、令和10年3月末日までは愛媛県美術館においても当該著作物を無償で利用できるものとする。

【管理運営業務】

- (1) 業務の適切な管理・運営を行うこと。
- (2) 業務の進捗状況等を県の求めに応じて報告すること。
- (3) 委託業務完了後速やかに、事業実績報告書を提出して検査を受けること。

6 委託料の支払い

精算払を基本とする。

7 事業の実施に係る留意点

- (1) 受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。
- (3) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (4) 本業務によって作成される成果品の著作権等の取扱いは、次のとおりとすること。
 - ア 成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、受託者が自ら開発した部分については受託者に帰属するものとする。
 - イ 受託者は、委託者が実施する本業務において、受託者の著作物を含む成果物の利用に関し、無償により全面的に許諾するものとする。

ウ 受託者は、成果物が第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害等を主張された場合の一切の責任を負うものとする。

(5) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(6) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず美術館に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

(7) この仕様書に定めのない事項であっても、美術館が必要と認める軽微な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施するものとする。